

未来へとつづく道 規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、未来へとつづく道（以下「本会」という。）と称し、千葉県東金市に置く。

(目的)

第2条 本会は、山下美紀の政治活動を後援し、東金市の発展と日々の暮らしと子どもたちの成長していく環境をより良くしていくために研究実践を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の諸活動を行う。

- 1) 講演会、意見交換会、座談会、勉強会等の開催
- 2) 機関紙、その他印刷物の発行及び配布、情報の発信
- 3) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する成人者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- 2 会長、会計責任者、必要とする役員。

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(情報管理)

第10条 本会は、会員名簿の本会活動目的以外の使用及び名簿の一般公開を禁止する。

附 則

本規約は、令和7年1月22日より実施する。